平成22年度　シラバス	学年・期間・区分	4年生・通年・Ｂ群
	対象学科・専攻	機械・電気電子・電子制御・情報・土木
社会概説Ⅱ（日本国憲法） Introduction to Social Study Ⅱ (The Constitution of Japan)	担当教員	松田忠大（MATSUDA, Tadahiro）
	教員室	一般科目棟３階
	E-Mail	t_matuda@kagoshima-ct.ac.jp
教育形態 ／ 単位の種別 ／ 単位数	講義・演習 ／ 学修単位[講義Ⅱ] ／ 2単位	
週あたりの学習時間と回数	〔授業（100分）＋自学自習（200分）〕×18回	

〔本科目の目標〕
日本国憲法は日本における最高法規であり、これによって基本的な社会秩序は形成されている。また、日本国憲法は近代憲法として、保護されるべき国民の諸権利を規定し、国家権力がこれを侵害しないような仕組みをも定めている。３年次に履修した「政治経済」において日本国憲法の概要は取り扱うが、本科目では、憲法解釈に関して特に重要なテーマを厳選し、日本国憲法に関する基礎的知識を身に付けるとともに、現代における人権問題を中心とした、憲法をめぐる諸問題を考え、現代における憲法解釈、さらには、将来、来るべき憲法改正に際して、自分の考えを持つことのできる能力を養うことを目標とする。

〔本科目の位置付け〕
３年次に履修した「政治経済」（編入学生については、高等学校で履修した「政治経済」または「現代社会」）における日本国憲法に関する基礎知識が必要である。また、４年次前期開講科目の「社会概説Ⅰ（現代史）」に関する知識も必要となることから、受講者は、前期において同科目を履修しておくことが望ましい。

〔学習上の留意点〕
講義内容をよく理解するために，毎回，教科書等を参考に50分程度の予習をしておくこと．また，講義終了後は，復習として50分以上，演習問題等の課題に取組むこと．疑問点があれば，その都度質問すること

〔授業の内容〕

授　業　項　目	時限数	授　業　項　目　に　対　す　る　達　成　目　標
１．憲法と立憲主義	4	形式的意味の憲法と実質的意味の憲法、立憲主義の意義、憲法の最高法規性、法の支配の原理を理解することができる。
２．国民主権原理	4	国民主権の意義を理解し、象徴天皇制における天皇の権能を理解できる。
３．平和主義	2	憲法9条の解釈を通して、わが国の平和主義、自衛権と戦力不保持の関係を理解することができる。
４．基本的人権の原理	4	人権の性質を理解し、人権享有主体について理解することができる。
--- 後学期中間試験 ---	2	授業項目１～4について達成度を確認する。
６．基本的人権の限界	2	人権制約原理に関する学説の検討を通し、「公共の福祉」の意義を理解することができる。
７．包括的基本権	2	憲法13条の意義を理解し、新しい人権に関する諸問題について考えることができる。
８．法の下の平等	2	判例の検討を通して、法の下の平等の意義を理解することができる。
９．精神的自由権	6	判例の検討を通して、精神的自由権の意義を理解することができる。
10. 経済的自由権	2	判例の検討を通して、経済的自由権の意義を理解することができる。
11. 社会権	2	人身の自由および国務請求権の意義を理解することができる。
12. 憲法の保障	2	判例の検討を通して、社会権の意義を理解することができる。
--- 後学期末試験 ---	2	
試験答案の返却・解説		違憲審査制の根拠、性格、硬性憲法の意義と改正の限界を理解できる。
		授業項目１～17について達成度を確認する。
		試験で間違った部分を理解できる。

〔教科書〕　「新選　世界史Ｂ」（東京書籍）１・２年次の教科書を必要に応じて持参する。
〔参考書・補助教材〕　「新選　図説世界史」（東京書籍）１年次の補助教材を必要に応じて持参する。

〔成績評価の基準〕定期試験(70%)＋平常テスト・レポート(30%)－授業態度（上限15%）

〔本科（準学士課程）の学習教育目標との関連〕1-a，4-b
〔教育プログラムの学習・教育目標との関連〕1-1, 4-1
〔JABEEとの関連〕　(a), (b)